

企業誘致について

1. 企業誘致の現況について

(1) 企業からの引き合い及び立地の件数（令和2年度～令和6年度）※市が把握した時点でカウント

年 度	引き合い件数	立地件数
令和2年度	35	5
令和3年度	51	3
令和4年度	43	4
令和5年度	40	2
令和6年度	40	6
合 計	209	20

※令和6年度以降に半導体関連企業が空きテナントに入居する事例が増えてきたことと、売却意向のある未操業地が少なくなっていることから、各年度の立地面積の集計・公表はいたしません。

(2) 市が把握している工場用途の未操業地（令和6年度末現在）

未操業地全体		うち売却意向有り		うち売却意向無し		うち未定	
件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
12	143,664 m ²	6	26,591 m ²	4	90,666 m ²	2	26,407 m ²

2. 企業立地促進補助金の見直しの検討について

(1) 企業立地促進補助金について

企業立地促進補助金は、恵庭市企業立地促進条例（平成15年恵庭市条例第21号）の規定により、市内に工場などを新設又は増設した企業に対して、新設又は増設に係る固定資産税相当額（操業してから3か年で計1億円を上限）及び市内に居住する新規雇用者1名あたり20万円（100名分2,000万円を上限に1回限り）を助成するものです。

（助成見込）令和6年度：5社／ 63,674千円

令和7年度：5社／120,367千円

(2) 対象となる企業等

①物品の製造又は加工施設／物流施設

新設：投資額が5,000万円を超え、かつ、市内に居住する新規雇用者が5名以上

増設：投資額が3,000万円を超え、かつ、市内に居住する新規雇用者が3名以上

②試験研究施設等／情報提供サービス業等

新設・増設：投資額が2,000万円を超え、かつ、市内に居住する新規雇用者が3名以上

(3) 見直し検討内容及び理由

内容：「市内に居住する新規雇用者が●名以上」の要件を削る。

理由：①人手不足や工場の機械化による省人化が進み、雇用人数が減少傾向

②北海道の補助制度においても、令和7年4月1日付で同様の要件の緩和を実施

③近隣他市でも「市内に居住する新規雇用者が●名以上」という要件が撤廃される流れ

※なお、市内に居住する新規雇用者1名あたり20万円（100名分2,000万円を上限に1回限り）の助成についての見直しは現時点では行いません。

(4) 今後の予定

第3回定例会に条例改正案を提案できるよう作業を進めます。